



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



予想以上に対応が遅れている？

P1

今月初めから適用開始された「インボイス制度」は、始まってみれば、予想以上に対応の遅れが目立つように感じられます。また、インボイス対応しない事業者様も多いようです。

①あるお客様では、市内で複数店舗営業している飲食店で、合計3万円ほどの飲食をされたそうですが、その領収書にインボイス登録番号が書かれておらず、経理担当者がお店に電話で問い合わせると、どなたかに確認して「うちは登録しておりません」と。

②アルバイト店員3人が働いていた、席数15席程度の人気の飲食店で食事をして、会計の際に受け取った領収書にはインボイス登録番号の記載がなく、確認するとやはり「うちは登録してません」と。免税事業者ではないでしょうに。

③上記のような事業主が、本当にインボイス登録をしているのかいないのか、自分で確認しようとしても、法人であれば法人番号検索から法人番号を確認してインボイス登録番号検索のサイトで確認ができるものの、個人事業主の場合、事業主名や屋号から検索できないインボイス登録番号検索サイトでは、何の役にも立たない。

④個人事業主の運転代行業者さんは、これまでの売上規模からは消費税の免税事業者に該当することからインボイスの登録は当初考えていなかったが、大口のお客様から「インボイス登録しないのであれば、使えなくなる」と言われ、登録申請を出すことに。

⑤ある上場企業では、旅費精算等において、インボイス登録していない事業者への支払いがある場合には、仕入れ税額控除を受けられない2%分については自己負担とするとの通達が、管理部門からあったとのこと。

⑥ある地方都市で、全国に10か所ほど経営しているホテルに宿泊して、宿泊費とは別に朝食の代金を別途支払った時に、領収書発行システムがインボイス対応できていないので、お渡しするのに時間がかかりますと。

⑦社員旅行の2次会で行った夜のお店で、領収書の発行に時間がかかると思ったら、登録番号のハンコは押していたものの、千円単位の支払額からの内消費税額の計算に時間を要していたようで、暗い店内で慣れない電卓を一生懸命打っている姿が印象的でした。

⑧コインパーキングから出てきた領収書は、法人発行なのにこれも登録番号の記載がないなと思っていたら、ベースのロール紙に色を変えて模様のように登録番号の記載があり、消費税率も刷り込まれているので、簡易インボイスの要件を満たしていました。これはうまく対応された事例です。

というわけで、あちこちで混乱とともに試行錯誤されている様子がかえりますね。皆さんの周りではいかがでしょうか？社内の対応につき、今一度P3-4をご覧ください、ご確認をお願いします。



ハクシオンレター



FAX INFORMATION

Vol.325 2023 / 10月号

FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



インボイス開始後の接待飲食費

P2

5,000 円基準にご注意ください！

税務上、得意先等への接待で飲食等を行った際の費用が一人当たり 5,000 円以下の場合は交際費等から除外できます。5,000 円以下か否かの判定は会社が採用している経理方式によるため、税込経理の場合は税込金額、税抜経理の場合は税抜金額で判断することになります。

インボイス制度開始後も 5,000 円基準に変更はないのですが、税抜経理を採用する事業者の場合は、インボイス発行事業者ではない店で飲食等を行ったときは仕入税額控除の対象外となる部分を本体価格に含めなければならないこととなります。つまり、インボイス発行事業者ではない飲食店でいった飲食等については、支払金額に消費税はないものとされるため（経理通達 14-2）、領収書に消費税額が記載されていたとしても、原則は、消費税額を本体価格に含めたうえで総額を参加人数で割って一人 5,000 円の判定を行うこととなります。

ただし、経過措置により令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までに行ったものは仕入税額相当額の 80%、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までに行ったものは仕入税額相当額の 50% を仕入税額控除の対象とすることができる（平成 28 年改正法附則 52、53）ことになっています。そのため、令和 5 年 10 月 1 日から 6 年間は仕入税額控除の対象とならない部分のみを本体価格に含めて判定しないといけなくなります。

令和 5 年 10 月 1 日から 3 年間は仕入税額相当額の 20% を対価の額に含めるため、一人当たり「税抜 4,902 円（税込 5,393 円）」、令和 8 年 10 月 1 日から 3 年間は仕入税額相当額の 50% を対価の額に含めるため、一人当たり「税抜 4,762 円（税込 5,239 円）」がボーダーとなります。（1 円未満の端数切捨てを前提）。個人経営の飲食店についてはインボイス発行事業者ではない可能性が一定割合あると予測されます。判定の際にはご注意ください。

	①税込相当額	②税抜相当額 ※1	③消費税相当額	④③のうち控除対象外の金額 ※2	⑤計上額 (②+④)	⑥経過措置割合
R5.10.1~ R8.9.30	5,393 円	4,902 円	490 円	98 円	5,000 円	80%
R8.10.1~ R11.9.30	5,239 円	4,762 円	476 円	238 円	5,000 円	50%
R11.10.1~	5,000 円	4,545 円	454 円	454 円	5,000 円	なし

※1 ①×100/110（1 円未満切捨てを前提）

※2 ③-（③×⑥）

（記事担当：井上 参照：税務通信 3765 号）

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____

社員の皆様へ

経理に
書類を回す
前に！

その書類は「インボイス」？ セルフチェックシート

取引先から請求書等を受け取った時、備品を購入した時などに受け取った書類がインボイス*の要件を満たしているか、経理に書類を回す前に、記載事項をすぐに確認しましょう。

A 請求書 (1枚でインボイスに該当する適格請求書)

請求書

△△商事株式会社
登録番号 T012345...

株〇〇御中
11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円

※ 軽減税率対象

- | | YES | NO |
|--|--------------------------|--------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号(T+13桁の数字)は記載されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 取引年月日は記載されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 取引内容(軽減税率の対象品目はその旨)は記載されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率は記載されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回)は正確に記載されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称(あなたの会社名)は正確に記載されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

B 「レシート」類 (不特定多数の者を相手に事業を行う小売業、飲食業、タクシー業等が発行可能な簡易インボイス)

スーパー〇〇
東京都.....
登録番号 T123456...

××年11月30日

領収書

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
		(内消費税額 ¥24)
10%対象		¥550
		(内消費税額 ¥50)
お預かり		¥1,000
お釣		¥126

※ 軽減税率対象

.....適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※ 両方記載することも可能

- | | YES | NO |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号(T+13桁の数字)は記載されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 取引年月日は記載されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 取引内容(軽減税率の対象品目はその旨)は記載されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)は記載されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回)又は適用税率*は正確に記載されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
- ※両方記載することも可能

A・Bいずれも国税庁「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き」(令和4年9月版)を基に作成



1つでも「NO」があったら……すぐに再発行を依頼！

インボイスを受け取った側が修正・追記等を行うことはできません。もしも記載事項に不備があった場合は、ただちにそのインボイスを発行した取引先に対して、修正・再発行を依頼しましょう。万が一受け取ったインボイスに不備があった場合でも自社の経費精算・支払処理の締日に十分に間に合うよう、受け取ったらすぐに確認する習慣をつけましょう。

*インボイスとは、消費税法で定められる要件を備えた「適格請求書等」のことです。インボイスを発行できるのは、国税庁に登録された適格請求書発行事業者に限られます。

ギモン別 こんなときどうすればいいの？

ギモン1 インボイスが発行されない個人飲食店等（免税事業者）から領収書を受け取ったら？

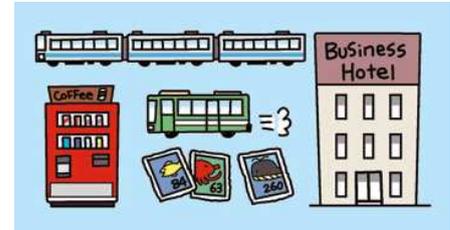
A 「インボイスではない」旨を記載した付箋をつけて、経理処理に回しましょう。



ギモン2 「インボイスが交付されない取引」って何？ どうすればいいの？

A 次の取引に該当するものは、これまで通りインボイスなしで経理処理に回してOKです！

- 3万円未満の公共交通機関（鉄道、バス、船舶）の運賃
- 3万円未満の自動販売機での購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- 通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等
- 簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等（使用の際に回収されるもの）



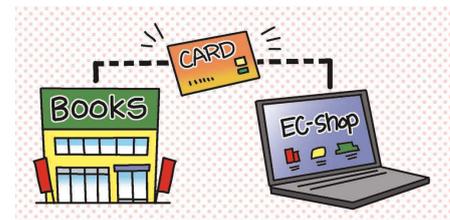
ギモン3 コインパーキングを利用したときは？

A まず、発行されたレシート（簡易インボイスに該当するもの）を受け取りましょう。その後、本リーフレット表面「B」の記載事項を確認し、経理処理に回しましょう。



ギモン4 会社で使用する備品をクレジットカードで購入したときはどうすればいい？

A 利用店舗から受け取った領収書・レシート等が必要です。まず、「登録番号」があるかどうかをチェックしましょう！



利用店舗から受け取った領収書・レシート等に、登録番号（T+13桁の数字）の記載はありますか？

YES

リーフレット表面の記載事項をチェックしてから、利用店舗から受け取った領収書・レシート等の書類のすべてを経理処理に回しましょう

NO

利用店舗から受け取った領収書・レシート等に「インボイスではない」旨を記載した付箋をつけて、経理処理に回しましょう

経理からのお知らせ